

3 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の取得方法

(1) 基礎資格を有する者の場合

【施行規則第64条第1項】

免許状の種類	教科	基礎資格	
特別支援学校自立教科教諭	理療	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業	
		ロ 医師免許を受けていること	
	理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計26単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 8単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 13単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る5単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上	
		音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業
	特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業	
	2種免許状	理療	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学
		理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計16単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 4単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 7単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る3単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上
		音楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学
		特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学

(注) 1 次に掲げる特別支援学校自立教科教諭普通免許状は、それぞれ当該各号に定める者には、授与しない。

一 理療

「あん摩マッサージ指圧師免許」、「はり師免許」及び「きゆう師免許」のいずれかを有しない者（「医師免許」を受けているものを除く。）

二 理学療法

「理学療法士免許」を有しない者

【施行規則第64条第1項第1号、第2号】

2 この表に掲げる科目の単位の修得方法は、1(2)に定める「特別支援教育に関する科目」の各科目の修得方法の例にならうものとする。

【施行規則第64条第1項の表備考第1号】

(2) 教育職員検定合格による場合

【施行規則第64条第2項】

受けようとする 免許状の種類		有することを必 要とする免許状		左記の免許状取得後			
				在職 年数	最低修得単位数及び修得方法 (「特別支援教育に関する科目」)		
特別支援 学校自立 教科教諭	1種 免許状	2種 免許状	理療	5	10	○ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ○ 特別支援教育領域に関する科目 ○ 理療に関する科目	3単位 7単位
			理学療法	5	3	○ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ○ 特別支援教育領域に関する科目	3単位
			音楽	10	—		—
			理容	10	—		—
			特殊 技芸	10	—		—
	2種 免許状	臨時 免許状	理療	5	15	○ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ○ 特別支援教育領域に関する科目のうち 心理等に関する科目 ○ 理療に関する科目	4単位 2単位 9単位
			理学療法	5	6	○ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ○ 特別支援教育領域に関する科目のうち 心理等に関する科目	4単位 2単位
			音楽	5	10	○ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ○ 特別支援教育領域に関する科目のうち 心理等に関する科目 ○ 音楽に関する科目	4単位 2単位 4単位
			理容	5	—		—
			特殊 技芸	5	10	○ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 ○ 特別支援教育領域に関する科目のうち 心理等に関する科目 ○ 免許教科に係る教科に関する専門的事項 に関する科目	4単位 2単位 4単位

(注) 1 次に掲げる特別支援学校自立教科教諭普通免許状は、それぞれ当該各号に定める者には、授与しない。

一 理療

「あん摩マッサージ指圧師免許」、「はり師免許」及び「きゆう師免許」のいずれかを有しない者（「医師免許」を受けているものを除く。）

二 理学療法

「理学療法士免許」を有しない者

三 理容

「理容師免許」及び「美容師免許」のいずれも有しない者

【施行規則第64条第1項第1号から第3号】

2 授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

【施行規則第64条第2項の表備考第3号ただし書】

3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

4 単位は、大学、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関又は文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得すること。

【施行規則第64条第2項の表第4欄】